

喜多方市下水道施設運転管理業務委託
要求水準書

令和8年7月

喜多方市建設部上下水道課

第 1 章	総則	4
第 1 条	業務の範囲	4
第 2 条	契約の保証	4
第 3 条	再委託の禁止	5
第 4 条	監督員	5
第 5 条	総括責任者	5
第 6 条	業務期間及び運営期間	5
第 2 章	運営準備等	6
第 7 条	施設機能の確認	6
第 8 条	事業実施計画	6
第 9 条	許認可の取得等	6
第 3 章	運転業務	7
第 10 条	流入基準	7
第 11 条	流入水の処理	7
第 12 条	流入水質が流入基準を満たさない場合	7
第 13 条	流入水量が流入基準を上回った場合	7～8
第 14 条	流入水の水量、水質の変化の把握	8
第 15 条	その他の運転に関する条件	8
第 16 条	引継事項	8
第 4 章	維持管理	9
第 17 条	本件施設の維持管理	9
第 18 条	更新等の必要性に関する報告	9
第 19 条	回復措置請求	9～10
第 5 章	環境計測、業務報告等	11
第 20 条	本件施設の環境計測	11
第 21 条	委託者による放流水の監視、立入検査	11
第 22 条	業務の報告	11
第 6 章	委託者の義務	12
第 23 条	委託費等の支払	12
第 24 条	著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更	12～13
第 25 条	委託費の限度額	13
第 26 条	施設の更新および補修	13
第 7 章	損害賠償	14
第 27 条	損害賠償	14
第 28 条	責任範囲	14
第 29 条	責任限度	14

第 8 章	契約終了	15
第 30 条	期間満了による終了	15
第 31 条	委託者による契約の解除	15
第 32 条	受託者による契約の解除	15
第 9 章	その他	16
第 33 条	表明および保証	16
第 34 条	委託者による委託内容の変更	16
第 35 条	受託者による委託内容の変更	17
第 36 条	不可抗力	17
第 37 条	経費の負担	17
第 38 条	契約の変更	17～18
第 39 条	契約上の地位の譲渡等	18
第 40 条	通知	18
第 41 条	秘密保持	18
第 42 条	準拠法および管轄裁判所	18
第 43 条	補則	19
別紙 1	対象施設	20～22
別紙 2	業務範囲	23
別紙 3	責任範囲	24
別紙 4	放流水質基準	25～27
別紙 5	維持管理要求水準	28
別紙 6	事業実施計画	29
別紙 7	有資格者に関する条件	30
別紙 8	流入基準	31～33
別紙 9	放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応	34
別紙 10	流入基準未達の場合の対応方法	35
別紙 11	汚泥に関する基準	36
別紙 12	運転に関する条件	37
別紙 13	引継事項	38
別紙 14	本件施設の環境計測	39～42
別紙 15	業務日誌、月報および年報の記載内容	43
別紙 16	経費の負担	44～45
別紙 17	委託費等の計算方法	46～50
別紙 18	委託費の見直し	51～52

別紙 19	保険	53
別紙 20	遵守すべき関連法令、条例等	54

第 1 章 総則

総則

この要求水準書は、喜多方市が実施する喜多方市下水道施設運転管理業務を受託する民間業者に求める業務の水準等を定めたものであり、以下の内容と一体をなすものである。

(1) 喜多方市下水道施設運転管理業務委託公募型プロポーザル募集要項

公募型プロポーザルへの参加は、募集要項の内容を十分に理解したうえで、必要な書類を作成し、漏れなく提出すること。

なお、公募型プロポーザル方式による受託候補者選定に参加する事業者の当該業務に対する的確性、独創性、業務遂行能力を最大限に生かすため、要求水準書には、委託者が要求する最低の水準を示すものとし、これを上回る業務水準の提案を求めるものである。

第 1 条 業務の範囲

- 1 委託者（以下「甲」という。）は、別紙 1 に記載された対象施設（以下「本件施設」という。）の運転管理（以下「本件業務」という。）を委託し、受託者（以下「乙」という。）はこれを受託する。
- 2 乙の業務範囲は以下の各号に記載された業務およびその他別紙 2 に記載された業務とする。
 - (1) 本件施設の運転。ただし、別紙 4 に定める放流水質契約基準、第 15 条第 1 項に定める汚泥に関する基準および同条 2 項に定める運転に関する条件を遵守するものとする。
 - (2) 本件施設の維持管理。ただし、別紙 5 に定める維持管理要求水準を遵守するものとする。
 - (3) 環境計測、業務報告等、その他の管理業務。
- 3 乙は、本契約書、および業務実施計画書（以下、これらを総称して「本契約等」という）で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

第 2 条 契約の保証

- 1 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、契約履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (6) この契約による債務の履行を保証する者（以下「連帯保証人」という。）を立てる。
- 2 喜多方市財務規則第 98 条（平成 18 年 1 月 4 日 規則第 47 号）による場合は、その全額を免除することができる。

第3条 再委託の禁止

- 1 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者に請け負わせてはならない。
- 2 乙は、事前に乙の書面による承認を得て、本件業務の一部を請け負わせることができる。
甲は合理的理由がない限り、承認を拒絶してはならない。

第4条 監督員

- 1 甲は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員をおくことができる。
- 2 甲は、前項により監督員をおいたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。
- 3 監督員は、この契約並びに設計図書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、次条第1項に規定する総括責任者に対して指示を与える等の職務を行うほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 甲の下水道法の責任を果たす上で必要な乙又は乙の総括責任者に対する業務に関する指示
 - (2) 本契約の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 委託業務の履行に関する乙又は乙の総括責任者との協議
 - (4) 委託業務の進捗の確認、照会その他の契約の履行状況の調査及び改善通告
 - (5) モニタリングの実施及び通知
- 4 前項の規定に基づく指示又は提出は、原則として書面により行わなければならない。
- 5 本契約に定める書面の提出は、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

第5条 総括責任者

- 1 乙は、業務の統括責任者を選任し、甲に届けなければならない。
- 2 統括責任者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。
 - (2) 本契約等に定められた、業務の目的、内容を十分理解して業務にあたること。

第6条 業務期間及び運営期間

- 1 業務期間は、契約発効日より令和12年3月31日までとする。
- 2 運営期間は、令和9年4月1日（以下「運営開始日」という。）0時00分より令和12年3月31日（以下「運営期間満了日」という。）24時00分までとする。

第2章 運営準備等

第7条 施設機能の確認

- 1 乙は、本契約締結に先立ち、施設機能報告書の内容が、別紙5に定める維持管理要求水準を満たしていることおよび本件施設の状況が施設機能報告書と一致していることを確認する。
- 2 乙は、甲に対して、施設機能報告書の内容が別紙5に定める維持管理要求水準を満たしていないこと、また、本件施設の状況が施設機能報告書に一致していないことを主張することはできないものとする。ただし、本件施設の状況と施設機能報告書に不一致が存在すること、および、当該不一致を本契約締結前に発見することが著しく困難であったことを、乙が証明した場合を除く。
- 3 前項但し書きの場合、甲は、乙と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとする。

第8条 事業実施計画

- 1 乙は、運営開始前に、その費用により、本契約等に記載された条件を満たす事業実施計画を作成し、甲に提出するものとする。事業実施計画には別紙6に記載した事項を記載しなければならない。
- 2 乙は、事業実施計画に基づき本件業務を実施するものとする。甲が、事業実施計画に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、甲は乙に説明を求めるものとする。その結果、甲が、事業実施計画に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、甲は乙に是正（事業実施計画の変更を含む）を求めることができる。
- 3 乙が事業実施計画の変更を希望する場合、原則として変更の10日前までに変更理由および変更内容を甲に提出するものとする。
ただし、緊急対応その他やむを得ない場合は、事後速やかに報告することができるものとする。

第9条 許認可の取得等

- 1 乙は、法令上別紙7に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。
- 2 乙は、甲から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。
- 3 前項のほか、乙は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して使用する。

第3章 運転業務

第10条 流入基準

甲は、流入水の水量および水質が、別紙8の流入基準を満たすよう、下水道管理者として可能な限りの努力を行うものとする。

第11条 流入水の処理

- 1 乙は、流入水を別紙4に定める放流水質契約基準に適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、第12条第2項または第13条第2項において、乙が責任を負わない旨規定されている場合を除く。
- 2 前条の流入基準を満たしている場合、別紙4に定める放流水質契約基準または放流水質法定基準を達成できなかったときは、別紙9に基づき、甲は、要求水準の未達の内容を明示した上で、乙に対して改善計画書の提出を命じることができる。乙は改善計画書の提出を命じられてから10日以内に改善計画書を甲に提出し、速やかに甲の確認を受けるものとする。乙は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 3 前条の流入基準を満たしている場合、放流水質契約基準または放流水質法定基準が満たされなかったときは、甲は、別紙9および別紙17に規定された基準にしたがい委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求および違約金の請求をすることができる。また、別紙9に示す、予め甲が指定した「やむを得ない事態」による場合、これに基づきサービス対価の減額、本契約の解除、損害賠償の請求または違約金の請求を行うことはできないものとする。また、乙は、甲に対し、「やむを得ない事態」により乙に生じた追加費用（乙の故意もしくは過失により生じまたは増加した費用を除く）を請求することができるものとする。

第12条 流入水質が流入基準を満たさない場合

- 1 流入水質が、水質に関する流入基準を満たさなかった場合、流入基準未達が別紙10に示す水質に係る未達として列挙されたものであるときは、第11条の規定を準用する。ただし、乙は、甲に対し、別紙17に従い追加費用を請求することができる。
- 2 流入基準未達が別紙10に示す水質に係る未達として列挙されたもの以外である場合、放流水が放流水質契約基準または放流水質法定基準を満たしていないときも、乙は責任を負わないものとする。ただし、乙が本条第3項に違反した場合または乙に故意または過失がある場合はこの限りではない。
- 3 前項の場合、乙は、放流水質契約基準または放流水質法定基準を満たすことができるよう努めるものとし、甲から指示がある場合はそれに従う。乙は、甲に対し、これにより生じた追加費用を別紙17に従い請求することができるものとする。

第13条 流入水量が流入基準を上回った場合

- 1 流入水が、水量に関する流入基準を上回った場合（さらに流入水質も流入基準を満たさない場合も含む）、乙は、別紙10に従い対応するものとする。
- 2 前項の場合においては、放流水が放流水質契約基準を満たさない場合においても、乙は

責任を負わず、これを理由に委託費は減額されないものとする。ただし、乙が前項の対応方法に従わなかった場合または乙に故意または重過失がある場合はこの限りではない。

第 14 条 流入水の水量、水質の変化の把握

- 1 乙は、流入水量および水質の監視を行い、流入水の水量または水質が別紙 8 の範囲を逸脱している場合、速やかに甲に報告するものとする。
- 2 甲は、流入水量および水質について、流入基準未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに乙に通知するものとする。

第 15 条 その他の運転に関する条件

- 1 流入水の処理に伴い発生する汚泥の処理は、別紙 11 に定めるところによる。
- 2 前項の他、運転に関する条件は、別紙 12 に定めるところによる。
- 3 前 2 項の条件を満たしていない場合、第 11 条の第 2 項および第 3 項を準用する。

第 16 条 引継事項

- 1 乙は、業務開始後可能な限り速やかに、当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（本契約の終了または解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項として、別紙 13 に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、本契約が終了するまで、本件施設に備えおくものとする。乙は、引継事項を作成したときは、速やかに甲に通知するものとする。
- 2 甲は、いつでも、本件施設において引継事項を閲覧し、また、乙に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。
- 3 乙は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。乙は、引継事項の内容を変更したときは、甲に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

第4章 維持管理

第17条 本件施設の維持管理

1 乙は、以下に記載された本件施設の維持管理業務を行うものとする。

- (1) 別紙2に記載された範囲内における点検及び調整、消耗品の交換
- (2) その他の本件施設の維持管理

2 前項の規定にかかわらず、理由の如何を問わず乙が提出した補修等工事予定書（以下「工事予定書」という。）に規定する施設の更新を甲が行っていないことにより、本項の義務を履行することが著しく困難であると合理的に判断される設備については、乙は前項の義務を負わないものとする。

第18条 更新等の必要性に関する報告

本件施設において、設備の更新または補修の必要が生じた場合、乙は、甲に対し、補修または更新が必要である設備の現況およびその理由を速やかに書面により報告するものとする。

第19条 回復措置請求

1 第21条第2項に規定する施設機能の評価の結果、第17条に規定された維持管理がなされていないと甲が判断した場合、甲は、違反内容を明示した上で、乙に対して改善計画書の提出を命じることができる。乙は、改善計画書の提出を命じられてから10日以内に改善計画書を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。乙は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

2 甲は、前項の期限内に乙が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む）、または、改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、乙に施設機能の回復に必要な措置を乙の負担により行うことを請求することができる（以下「回復措置請求」という。）。

3 乙は、回復措置請求の全部または一部に不服がある場合、甲に対し、前項の書面の交付を受けた後10日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部または一部の撤回を求めるものとする。

4 甲は、前項の書面を受領した後10日以内に、乙に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。

5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合、乙および甲はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から10日以内に相手方に対して提出するものとする。

6 前項によっても意見が一致しない場合、甲および乙は、専門家による仲裁を請求することができる。仲裁人は、甲および乙と利害関係を有せず、かつ本件業務について十分な知識を有する者の中から、甲および乙が1名ずつ選任し、選任された仲裁人が協議によりさらに1名を選任する。仲裁は、3名の仲裁人による多数決により行うものとする。仲裁に要する費用は自らが選任した仲裁人については各自が負担するものとし、仲裁人により選任された仲裁人については、その主張が認められなかった当事者が負担するものとする。

- 7 前項による仲裁の結果は、両当事者を拘束するものとする。
- 8 甲は、公共の利益のためにやむをえない事情があると考える場合、本条第3項から第5項に規定された手続きがなされ、または、本条第6項による仲裁がなされている期間においても、回復措置請求を遵守するよう乙に命じることができる。ただし、本条第3項から第5項に規定する手続きにより回復措置請求が不適切であったことが判明した場合、または、本条第6項による仲裁により回復措置請求が不適切であったと判断された場合、甲はこれによって乙に生じた損害を賠償するものとする。

第5章 環境計測、業務報告等

第20条 本件施設の環境計測

乙は、放流水が別紙4に示す放流水質契約基準および別紙11および別紙12に示す各種の要件を満たしているかを確認するため、別紙14に示す計測を行う。計測の結果、別紙4に示す放流水質契約基準および別紙11および別紙12に示す各種の要件のいずれかを満たしていない場合、乙は別紙9に規定された措置を行うものとする。

第21条 委託者による放流水の監視、立入検査

- 1 甲は、随時、自らの費用で、自らまたは本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、水質検査その他環境計測を行うことができるものとし、乙はこれに協力するものとする。ただし、甲は乙の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。
- 2 甲は、随時、自ら、または、本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、通常の営業時間内において、施設の機能について検査を行うことができるものとし、乙はこれに協力する義務を負う。ただし、甲は乙の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。
- 3 甲（甲から委託を受けた機関を含む。）は、前項の施設機能の検査または乙の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、乙に通知をした上で施設へ立ち入ること、また、適宜乙に説明を求めることができるものとし、乙は、これに協力するものとする。

第22条 業務の報告

- 1 乙は、本件施設の点検および第20条に規定する環境計測の結果について、別紙15に従い日誌を作成する。乙は、甲から請求があった場合、速やかに日誌を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、月報および年報を作成し、甲に提出する。月報および年報に記載すべき事項は別紙15によるものとし、様式は、乙の提案に基づき、甲が承認するところによる。
- 3 甲は、日誌、月報および年報の内容について、乙に説明を求め、また、必要な範囲で、乙が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
- 4 乙は、作成した日誌を、契約期間終了後甲に提出するものとする。

第6章 委託者の義務

第23条 委託費等の支払

- 1 乙は、各月の委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務委託完了報告書に前条第2項の月報（各年3月分にあつては年報も含む）及び必要書類を添え提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の業務委託完了報告書を受領したときは、速やかにその期間の業務実績について、検査をしなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、内容について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- 4 乙は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、甲に補正完了の届けを提出して検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については第2項の規定を準用する。
- 5 乙は第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、対象月の流入水量や放流水質契約基準等の達成状況等をもとに、別紙17に従い計算された各月の委託費（本契約上乙が甲に請求できる費用を含む）を請求することができる。
- 6 甲は、前項の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に委託費を支払うものとする。
- 7 委託費は固定費および変動費から構成される。ただし、乙が本契約に違反した場合、別紙17に従いこれらを減額することができるものとする。

第24条 著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更

- 1 甲又は乙は、委託期間内で契約締結の日から12月経過後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。
- 2 甲又は乙は、前項の請求があつたときは別紙18に従い、委託費の見直しを行うものとする。
- 3 変動前残委託金額及び変動後残委託金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき甲、乙協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項による請求は、本条による規定により委託金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託金額変更の基準とした日」とする。
- 5 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は前各項の規定にかかわらず、委託金額の変更を請求することができる。
- 6 前項の場合において、委託金額の変更額については甲、乙協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 7 第3項及び前項の協議開始の日については甲が乙の意見を聞いて定め、乙に通知しなけ

ればならない。ただし、甲が第1項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から30日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

第25条 委託費の限度額

本契約において、各会計年度における委託費の支払の限度額は、次のとおりとする。

令和9年度 270,610,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和10年度 270,610,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和11年度 270,608,600円（消費税及び地方消費税を含む）

第26条 施設の更新および補修

甲は、第17条第2項に定める工事予定書に従い、本件施設の更新および補修を行うよう努めるものとする。

第7章 損害賠償

第27条 損害賠償

- 1 乙の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、乙は甲に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
 - (1) 第11条第3項に定める場合（準用される場合も含む）
 - (2) 第17条に違反したことにより甲に損害が生じた場合
 - (3) 前各号の他乙の本契約の規定への違反その他乙の責に帰すべき事由により、甲に損害が生じた場合
- 2 甲の責に帰すべき事由により、乙に損害が生じた場合、甲は乙に対して、損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 乙の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。乙の責に帰すべき事由により甲が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、甲は乙に対して求償権を行使することができる。
- 4 甲の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、甲は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。甲の責に帰すべき事由により乙が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、乙は甲に対して求償権を行使することができる。
- 5 乙は、別紙19に示す保険に加入するものとする。
- 6 本契約は、第三者に対して別紙4に示す放流水質契約基準による放流を保証するものではない。

第28条 責任範囲

乙及び甲の責任範囲については別紙3に従うものとする。

第29条 責任限度

- 1 乙が甲に支払うべき違約金および損害賠償金は、当該年度の契約金額の100分の20を上限とする。ただし、以下の費用については責任限度を設けない。
 - (1) 乙の故意または重過失により損害が生じた場合
- 2 前項において、「当該年度の契約金額」とは、当該年度の固定費及び「当該年度の流入予測に基づく変動費の予定額」の合計額をいう。また、「当該年度の流入予測に基づく変動費の予定額」とは、別紙8に示す流入予測水量をもとに別紙17に従い算出される変動費の額をいう。

第8章 契約終了

第30条 期間満了による終了

- 1 期間満了により終了した場合、乙は以下の義務を負う。
 - (1) 乙は、新たに施設を運転する者に対し、本件施設が維持管理要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項を交付するものとする。
- 2 甲は、随時、自ら、または、本項に基づく評価の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、契約終了の最終年度内において甲が決定した日に、施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が維持管理要求水準を満たしていないと甲が判断した場合、甲は、乙に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を乙の負担において本契約の運営期間内で行うことを請求することができる。ただし、甲は、施設機能の評価を実施した日から30日以内に、請求するものとする。
- 3 前項の評価後契約終了時まで、本件施設について維持管理要求水準違反が生じた場合、甲は、これにより甲に生じた損害および費用を乙に請求することができる。ただし、甲は、契約終了後30日以内に、違反の内容を乙に対して通知するものとする。
- 4 本条第2項による請求がなされた場合、第19条第3項から第7項の規定を準用する。

第31条 委託者による契約の解除

- 1 甲は、乙が次の各号に該当するときは、契約を解除する事が出来る。
 - (1) 乙の責めに帰すべき理由により業務の円滑な履行が出来ないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由がないのに契約締結後業務に着手しないとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成する事ができないと認められるとき。
 - (4) 契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき、乙に生じた一切の責任を負わないものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合は、その既済業務部分に対する業務委託料相当額から、甲の損害額を差し引いた額を乙に支払うものとする。その額は甲、乙協議して定めるものとする。

第32条 受託者による契約の解除

- 1 乙は、次の各号の一に該当する事由のあるときは、契約を解除することが出来る。
 - (1) 第11条の規定により委託金額が2分の1以上減少したとき。
 - (2) 甲が契約に違反し、その違反によって業務を履行することが不可能になったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、業務の履行部分について甲は相当と認める代価を支払うものとする。

第9章 その他

第33条 表明および保証

- 1 乙は、甲に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。
 - (1) 乙による本件業務の遂行が乙に適用される一切の法令に違反しないこと。
 - (2) 本件業務の入札参加資格要件に規定する事由に欠格が生じていないこと。
 - (3) 公租公課を滞納していないこと。
 - (4) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続または行政手続が、裁判所または公的機関（国、地方公共団体および自主規制団体を含む。）において提起または開始されておらず、また、乙の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
 - (5) 甲から指名停止の処分を受けていないこと。
 - (6) 本契約に関し、乙が甲に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること。
- 2 甲は、乙に対し、本契約締結日現在において、次の各号の事実を表明し、保証する。
 - (1) 甲が乙に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること
 - (2) 議会の議決そのほか本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること
- 3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

第34条 委託者による委託内容の変更

- 1 甲は、法令の変更、技術の革新その他の理由により委託の内容の変更を希望する場合、乙に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という。）の3ヶ月前までに変更案（委託費部分を含まない。本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、甲は、事前に変更案について乙の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 乙は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから1ヶ月以内に、甲に対し、変更案に対応する委託費に関する見積り（入札の際に添付した費用内訳書と同様の内容および別紙15と同様の内容を含むものとする）を提出するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、前項の見積りを受領してから1ヶ月以内に前項の見積りを承諾するかどうかを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案および見積りに従って本契約は変更されるものとする。
- 4 甲が見積りを承認しない旨乙に対して通知した場合、甲および乙の協議により変更案および委託費を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後2ヶ月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる）、甲は変更案の撤回または契約の終了のいずれかを乙に対して通知するものとする。甲が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第30条を準用する。
- 5 第1項の期間は、公益上やむをえない事由がある場合、短縮することができる。この場合、乙は変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

第 35 条 受託者による委託内容の変更

- 1 乙は、委託の内容の変更を希望する場合、甲に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という。）の 1 ヶ月前までに変更案（委託費部分を含む。本条において、「変更案」という。）を提出するものとする。なお、乙は、事前に変更案について甲の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 甲は、乙に対し、前項の変更案を受領してから 1 ヶ月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って本契約は変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

第 36 条 不可抗力

- 1 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の前項を超えた自然的若しくは人為的な事象であつて、甲および乙の責に帰することができない事由（流入水質および流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む）により、本件施設の運営が著しく困難となった場合または本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、乙は、甲の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、甲の負担とする。ただし、乙の故意または重過失によって要した費用が増加した場合は乙の負担とする。
- 2 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の前項を超えた自然的若しくは人為的な事象であつて、甲および乙の責に帰することができない事由（流入水質および流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む）により本件施設が損傷した場合、甲の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、乙の故意または重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合または防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については乙の負担とする。
- 3 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間の委託費については、固定費相当分を支払うものとする。
- 4 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、甲は、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、甲は直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 5 前項の委託内容の変更または本契約の解除により生じた費用については、甲の負担とする。

第 37 条 経費の負担

乙が業務履行上、負担する経費は、別紙 16 に定めるものとする。それ以外は甲の負担とする。

第 38 条 契約の変更

第 35 条から第 37 条に定める他、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更

することができない。

第 39 条 契約上の地位の譲渡等

乙は、甲の書面による承認を得た場合を除き、本契約に基づく権利もしくは義務または契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

第 40 条 通知

- 1 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及ぶ電子メールを含む）により行うものとする。ただし、ファックス及ぶ電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を提出するものとする。
- 2 甲の乙に対する通知は、甲の定める方式により乙が甲に届け出た場所に対して行うものとする。
- 3 前項の届出内容に変更があった場合、乙は速やかに甲に届け出なければならない。

第 41 条 秘密保持

- 1 甲および乙は、以下の場合および本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容および本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む）を、第三者に対して開示しないものとする。
 - (1) 本契約締結時に公知である情報、または情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。
 - (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
 - (3) 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
 - (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。
 - (5) 甲または乙の弁護士、公認会計士または税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
 - (6) 相手方が書面により承諾した場合。
 - (7) 本契約が第 31 条により解除された場合において、解除後に本件施設に関する業務を承継する者に対して事業実施計画を開示する場合。
- 2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

第 42 条 準拠法および管轄裁判所

- 1 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。
- 2 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第 43 条 補則

- 1 乙は、本件業務の実施に当たり、別紙 20 に示す関連法令等を遵守する。
- 2 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本契約等に特別に定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。
- 3 期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 4 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 5 本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関し当事者間に疑義が生じた事項については、両当事者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。

別紙 1 対象施設

・施設の名称・所在地

1. 公共下水道 処理場・ポンプ場（特定環境保全公共下水道施設含む）

番 号	委託施設の名称	委託施設の所在地
1	喜多方浄化センター	喜多方市豊川町米室字太郎丸 395 番地 1
2	塩川浄化センター	喜多方市塩川町天沼字村前 178 番地
3	熱塩浄化センター	喜多方市熱塩加納町山田字赤崎 176 番地
4	山都浄化センター	喜多方市山都町字広川口 2609 番地
5	さつきが丘ポンプ場	喜多方市字さつきが丘 5 9 番地

2. 公共下水道 マンホールポンプ場（特定環境保全公共下水道施設含む）

番 号	委託施設の名称	委託施設の所在地
1	太郎丸マンホールポンプ場	喜多方市豊川町米室字太郎丸地内
2	太郎丸第二マンホールポンプ場	喜多方市豊川町米室字太郎丸地内
3	西部 1 号マンホールポンプ場	喜多方市押切南二丁目地内
4	屋敷免マンホールポンプ場	喜多方市押切南二丁目地内
5	上高額マンホールポンプ場	喜多方市関柴町字上高額地内
6	綾金マンホールポンプ場	喜多方市豊川町米室字綾金地内
7	貝沼マンホールポンプ場	喜多方市塩川町天沼字貝沼地内
8	上遠田第一マンホールポンプ場	喜多方市塩川町遠田字田向屋敷地内
9	上遠田第二マンホールポンプ場	喜多方市塩川町遠田字高水口地内
10	別府第一マンホールポンプ場	喜多方市塩川町小府根字館ノ内地内
11	別府第二マンホールポンプ場	喜多方市塩川町小府根字大谷地地内
12	別府第三マンホールポンプ場	喜多方市塩川町小府根字大谷地地内
13	中央幹線第一マンホールポンプ場	喜多方市塩川町御殿場三丁目地内
14	中央幹線第二マンホールポンプ場	喜多方市塩川町高道地内
15	東栄町マンホールポンプ場	喜多方市塩川町東栄町地内
16	身神マンホールポンプ場	喜多方市塩川町身神地内
17	野辺沢橋マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町熱塩字天神林地内
18	黒川マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町山田字堂ノ下地内
19	堂の下マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町山田字堂ノ下地内
20	千石沢マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町熱塩千石沢丁地内
21	水沢橋マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町熱塩字家ノ前乙地内
22	熱塩マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町熱塩字前川原上甲地内
23	針生マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町米岡字針生乙地内
24	針生第二マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町米岡字針生乙地内
25	田中マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町米岡字窪ノ上丁地内
26	上野マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町米岡字町尻丙地内
27	中川原マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町米岡字中川原戊地内

28	御林マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町加納字鷺田山地内
29	鷺田第一マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町加納字鷺田甲地内
30	鷺田第二マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町加納字館ノ北甲地内
31	鷺田第三マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町加納字五十苅地内
32	下谷地マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町加納字下根岸甲地内
33	五目マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町加納字五目甲地内
34	根岸マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町加納字根岸北地内
36	館原マンホールポンプ場	喜多方市山都町字館ノ原地内
37	沢尻マンホールポンプ場	喜多方市山都町字沢尻地内
38	山都橋マンホールポンプ場	喜多方市山都町字大山中地内
39	江戸塚マンホールポンプ場	喜多方市山都町字江戸塚地内
40	小原マンホールポンプ場	喜多方市山都町木幡字小原地内
41	清水尻マンホールポンプ場	喜多方市山都町字清水尻地内
42	下村第一マンホールポンプ場	喜多方市山都町木幡字下村地内
43	下村第二マンホールポンプ場	喜多方市山都町木幡字下村地内
44	北原道上マンホールポンプ場	喜多方市山都町木幡字北原道上地内

3. 農業集落排水処理施設処理場（小規模集合排水処理施設含む）

番 号	委託施設の名称	委託施設の所在地
1	天井沢・中村地区農業集落排水処理施設	喜多方市岩月町大都字堂ノ前 25 番地
2	大沢入地区小規模集合排水処理施設	喜多方市岩月町大都字大沢入 27 番地 3
3	真木・津尻地区農業集落排水処理施設	河沼郡会津坂下町大字津尻字下川原 239 番地の 3
4	宮川地区農業集落排水施設	喜多方市熱塩加納町宮川字半在家道南 63 番地 1
5	大田木地区農業集落排水処理施設	喜多方市塩川町大田木字地生作 24 番地
6	堰沢地区農業集落排水処理施設	喜多方市山都町三津合字堰沢 296 番地 1
7	舟岡地区農業集落排水処理施設	喜多方市山都町字腰巻 286 番地
8	小布瀬原地区農業集落排水処理施設	喜多方市山都町小舟寺字地蔵淵乙 608 番地
9	宮古地区農業集落排水処理施設	喜多方市山都町蓬萊字岩ノ下 2892 番地 7
10	早稲谷地区農業集落排水処理施設	喜多方市山都町早稲谷字下岩下 2069 番地 5
11	上郷地区農業集落排水処理施設	喜多方市高郷町揚津字滝の上甲 276 番地 1
12	新郷地区農業集落排水処理施設	喜多方市高郷町夏井字家ノ下 46 番地 1
13	大田賀地区農業集落排水処理施設	喜多方市高郷町大田賀字海老屋敷 6006 番地
14	塩坪地区農業集落排水処理施設	喜多方市高郷町塩坪字南 42 番地 1

4. 農業集落排水処理施設マンホールポンプ場

番 号	委託施設の名称	委託施設の所在地
1	処理場前マンホールポンプ場	河沼郡会津坂下町津尻 地内
2	滝の湯前マンホールポンプ場	河沼郡会津坂下町津尻 地内
3	津尻地区マンホールポンプ場	河沼郡会津坂下町津尻 地内
4	半在家マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町宮川字三軒屋敷 地内
5	川原鉦山マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町宮川字悪水出シ 地内

6	西岩尾マンホールポンプ場	喜多方市熱塩加納町宮川字岩ノ前 地内
7	能力東マンホールポンプ場	喜多方市塩川町四奈川字扇田 地内
8	能力西マンホールポンプ場	喜多方市塩川町四奈川字能力 地内
9	大木マンホールポンプ場	喜多方市塩川町大田木字塚田 地内
10	宮古第一マンホールポンプ場	喜多方市山都町蓬萊字宮古 地内
11	宮古第二マンホールポンプ場	喜多方市山都町蓬萊字宮古 地内
12	早稲谷マンホールポンプ場	喜多方市山都町早稲谷字傍屋渕 地内
13	上郷第一マンホールポンプ場	喜多方市高郷町上郷字魚筍州 地内
14	上郷第二マンホールポンプ場	喜多方市高郷町上郷字西海枝丙 地内
15	上郷第三マンホールポンプ場	喜多方市高郷町上郷字野際戊 地内
16	西羽賀第一マンホールポンプ場	喜多方市高郷町西羽賀字上川原 地内
17	西羽賀第二マンホールポンプ場	喜多方市高郷町西羽賀字鹿ノ下 地内
18	西羽賀第三マンホールポンプ場	喜多方市高郷町西羽賀字並漆 地内
19	夏井第一マンホールポンプ場	喜多方市高郷町夏井字夏井 地内
20	夏井第二マンホールポンプ場	喜多方市高郷町夏井字夏井 地内
21	夏井第三マンホールポンプ場	喜多方市高郷町夏井字夏井 地内
22	下川井マンホールポンプ場	喜多方市高郷町川井字下川井 地内
23	上川井マンホールポンプ場	喜多方市高郷町川井字上川井 地内
24	塩坪第一マンホールポンプ場	喜多方市高郷町塩坪字塩坪 地内
25	塩坪第二マンホールポンプ場	喜多方市高郷町上郷字廻戸 地内
26	塩坪第三マンホールポンプ場	喜多方市高郷町上郷字廻戸 地内

各施設の連絡先は別に作成する。

・施設設計図書

管渠調書

- ① 流量表
- ② 区画割施設平面図
- ③ 管渠縦断図

・処理施設調書及びポンプ施設調書等

- ① 施設設計計算書（容量計算書・水理計算書）
- ② 処理場全体平面図
- ③ 処理フロー図
- ④ 水処理施設平断面図
- ⑤ 汚泥処理施設平断面図
- ⑥ 管理棟平断面図
- ⑦ ポンプ施設平断面図
- ⑧ 水位関係図
- ⑨ 河川水位関係図
- ⑩ 単線結線図
- ⑪ 機器台帳、設備台帳又は設備、機器リスト（処理設備名、能力・容量、台数）
- ⑫ 処理水・汚泥等の再利用（コンポスト等）の有無と内容

別紙 2 業務範囲

受託者の行う業務範囲は、以下のとおりとする。

(1) 運転業務

- ① 流入水の処理に必要な施設の運転操作及び監視（別紙 10 に示した対応を含む）

(2) 施設管理

- ① 別紙 1 に示す全ての電気設備、機械設備、建築設備の日常的な保守、点検及び点検によって発見された異常箇所等について、正常状態に復帰させるために行う調整は、汎用工具および汎用部品を用いて現場で実施可能な軽微な復旧作業を想定する。なお、専門工事を要するもの、主要部品の取替を伴うもの、または機器の更新に該当するものの取り扱いは、甲乙協議の上、書面により整理する。
- ② 別紙 1 に示す全ての電気設備、機械設備、建築設備の機能を保つために必要な消耗品の交換
- ③ 各処理場の施設管理等（清掃、緑地管理、草刈・除草作業等、雪囲い設置及び撤去作業、雪囲補助作業、冷暖機器保守点検、自家用電気工作物保安管理、消防用設備保守点検、し渣・ごみ処分費等）

(3) 環境計測、業務報告等

- ① 別紙 14 に示す環境計測
- ② 運転データ、保守・点検業務の記録、保管
- ③ 事業実施計画書の作成
- ④ 必要なユーティリティ（薬品、燃料、消耗品、電力、水道等）の手配
- ⑤ ユーティリティ（薬品、燃料、消耗品、電力、水道等）の管理
- ⑥ 委託者の行う見学者対応への協力
- ⑦ 委託者の業務分析等に必要なデータの提供

(4) その他

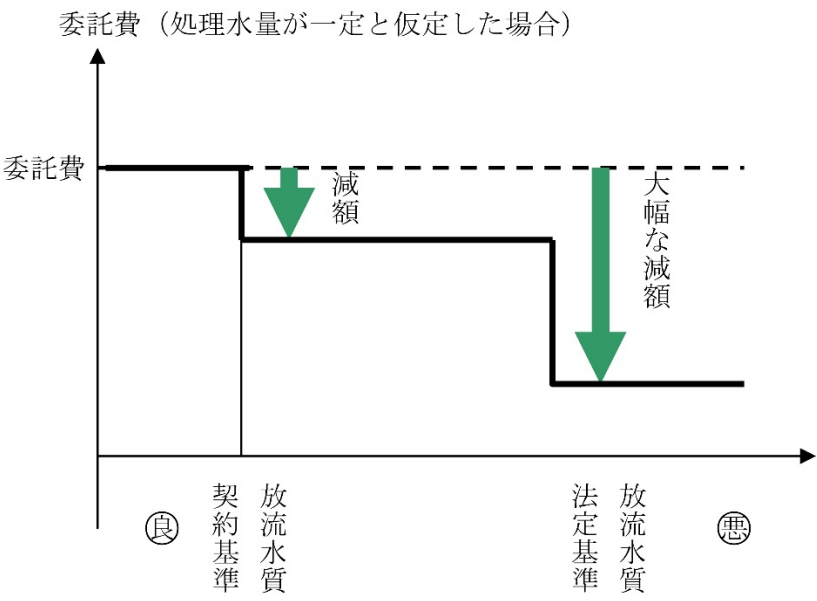
- ① 施設周辺、仮置き汚泥等の臭気対策
- ② 浄化槽法 11 条に関する法定検査業務

別紙 3 責任範囲

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			委託者	受託者
共通	契約締結リスク	委託者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
		本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受託者の委託範囲において、運営段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題(周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等)		○
		上記以外のもの	○	
	委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の指示、議会の不承認によるもの	○	
		委託者の債務不履行によるもの	○	
		受託者の業務放棄、破綻によるもの		○
	物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	
	不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○	
運転・維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動リスク	水量の変動に伴う変動費の増減	○	
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合かやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	突発修繕費の増大リスク	受託者の責めによる補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		委託者の責めにより施設が損傷した場合	○	
		上記以外のもの	○	○

上記以外については、双方協議して定める。

図表 1 放流水質と委託費の関係



(1) 要求水準項目

図表 2 要求水準項目（放流水質） 公共下水道

項目	放流水質契約基準				放流水質法定基準			
	喜多方	塩 川	熱 塩	山 都	喜多方	塩 川	熱 塩	山 都
p H	6.0 以上 ～ 8.0 以下	←	←	←	5.8 以上 ～ 8.6 以下	←	←	←
BOD (mg/L)	15 以下	←	←	←	20 以下	←	←	←
COD (mg/L)	20 以下	←	←	←	—	—	—	—
S S (mg/L)	20 以下	←	←	←	40 以下	←	←	←
大腸菌数 (CFU/mL)	800 以下	←	←	←	800 以下	←	←	←
窒素 (mg/L)	120 以下	←	←	←	—	—	—	—
リン (mg/L)	16 以下	←	←	←	—	—	—	—
透視度	50 以上	←	←	←	—	—	—	—

図表 3 要求水準項目（放流水質） 農業集落排水処理・小規模集合排水処理

農業集落排水・小規模集合排水（NO.1）

項目	放流水質契約基準				放流水質法定基準			
	天井沢・中村	真木・津尻	宮川	大田木	天井沢・中村	真木・津尻	宮川	大田木
pH	5.8 以上 ～ 8.0 以下	←	←	←	5.8 以上 ～ 8.6 以下	←	←	←
BOD (mg/L)	17 以下	←	←	←	20 以下	←	←	←
COD (mg/L)	20 以下	←	←	←	—	—	—	—
SS (mg/L)	20 以下	←	←	←	50 以下	←	40 以下	40 以下
大腸菌数 (CFU/mL)	800 以下	←	←	←	800 以下	←	←	←
窒素 (mg/L)	120 以下	←	←	←	—	—	—	—
リン (mg/L)	16 以下	←	←	←	—	—	—	—
透視度	50 以上	←	←	←	—	—	—	—

農業集落排水・小規模集合排水（NO.2）

項目	放流水質契約基準				放流水質法定基準			
	堰沢	舟岡	小布施原	宮古	堰沢	舟岡	小布施原	宮古
pH	5.8 以上 ～ 8.0 以下	←	←	←	5.8 以上 ～ 8.6 以下	←	←	←
BOD (mg/L)	17 以下	←	←	←	20 以下	←	←	←
COD (mg/L)	20 以下	←	←	←	—	—	—	—
SS (mg/L)	20 以下	←	←	←	50 以下	←	←	40 以下
大腸菌数 (CFU/mL)	800 以下	←	←	←	800 以下	←	←	←
窒素 (mg/L)	120 以下	←	←	←	—	—	—	—
リン (mg/L)	16 以下	←	←	←	—	—	—	—
透視度	50 以上	←	←	←	—	—	—	—

農業集落排水・小規模集合排水（NO.3）

項目	放流水質契約基準				放流水質法定基準			
	早稲谷	上郷	新郷	大田賀	早稲谷	上郷	新郷	大田賀
pH	5.8 以上 ～ 8.0 以下	←	←	←	5.8 以上 ～ 8.6 以下	←	←	←
BOD (mg/L)	17 以下	←	←	←	20 以下	←	←	←
COD (mg/L)	20 以下	←	←	←	—	—	—	—
SS (mg/L)	20 以下	←	←	←	50 以下	40 以下	40 以下	50 以下
大腸菌数 (CFU/mL)	800 以下	←	←	←	800 以下	←	←	←
窒素 (mg/L)	120 以下	←	←	←	—	—	—	—
リン (mg/L)	16 以下	←	←	←	—	—	—	—
透視度	50 以上	←	←	←	—	—	—	—

農業集落排水・小規模集合排水（N0.4）

項目	放流水質契約基準				放流水質法定基準			
	塩坪	大沢入			塩坪	大沢入		
p H	5.8 以上 ～ 8.0 以下	←			5.8 以上 ～ 8.6 以下	←		
BOD (mg/L)	17 以下	←			20 以下	←		
COD (mg/L)	20 以下	←			—	—		
S S (mg/L)	20 以下	←			50 以下	←		
大腸菌数 (CFU/mL)	800 以下	←			800 以下	←		
窒素 (mg/L)	120 以下	←			—	—		
リン (mg/L)	16 以下	←			—	—		
透視度	50 以上	←			—	—		

別紙 5 維持管理要求水準

契約期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態となるよう、関係法令等を遵守した点検、調整、消耗品の交換等を行うこと。

建築物や外構、植栽等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと。

契約期間終了時に求める施設機能の適合性確認にあたっては、施設機能の評価観点および判定方法について、必要に応じて甲乙協議の上、書面により確認するものとする。

別紙 6 事業実施計画

事業実施計画書は、日本工業規格 A 版により作成し、原則として A4 又は A3 用紙とすること。事業実施計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。

(1) 実施方針

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、委託業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

(2) 人員体制

運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（下請け関係も含む）を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

(3) 安全管理体制

事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

(4) ユーティリティの調達、使用の方法

施設の運営を行うために必要な電力、燃料、副資材等の調達方法、使用予定量等を、年間を通じての使用計画が把握できるよう記載すること。

(5) 点検計画

安全で安定的に流入水を処理するための運転計画や設備点検、水質分析等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。

(6) 施設管理計画

施設を安定的に維持運営していくための運転指標や各施設の運転方法及び要点（ポイント）、設備点検の内容・点検頻度・点検要領、分析の内容・頻度、設備機器毎の点検内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃頻度・清掃要領、除草等の内容・頻度・方法、物品管理の方法、要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

(7) 緊急時等への対応

施設に事故が発生した場合その他緊急の場合の対応手順を、具体的に記載すること。以下のような場合について、各々記載する。

- ・大雨時の対応（別紙 10 に示す「対応可能である雨天時浸入水等」の場合と、それを上回る場合を区分して記載する、また、別紙 10 と矛盾しないこと）
- ・悪質排水の流入時の対応（別紙 10 に示す「対応可能な悪質流入水」の場合と、それに該当しない場合を区分して記載する、また、別紙 10 と矛盾しないこと）
- ・その他、自然災害等の不可抗力時の対応

(8) 修繕業務への対応

別紙 1 に示す全ての電気設備、機械設備、建築設備の修繕（一件当りの金額が一定額以下のもの）が必要となった場合の対応手順を、具体的に記載すること。

別紙 7 有資格者に関する条件

(公共下水道・農業集落排水処理施設等)

- ① 下水道法施行令第 15 条の 3 に規定する下水道技術者
- ② 危険物取扱者
- ③ ガス溶接作業主任者等
- ④ 酸素欠乏危険作業主任者
- ⑤ クレーン運転士等
- ⑥ 玉掛け技能者
- ⑦ 特定化学物質等作業主任者等
- ⑧ 主任技術者等（電気事業法）
- ⑨ 電気工事士等
- ⑩ 浄化槽技術管理者
- ⑪ 浄化槽管理士
- ⑫ その他、業務遂行にあたって労働安全関係で必要な資格を確保すること。

別紙 8 流入基準

(1) 水量に関する流入量

水量に関する流入量実績（R 7）を以下に示す。

図表 4 流入水の水量

公共下水道

項目	範囲（以下）			
	喜多方	塩 川	熱 塩	山 都
時間平均流入水量（m ³ /時間）	101	41	29	8
日平均流入水量（m ³ /日）	2,429	992	344	190
年流入水量（m ³ /年）	886,696	362,040	125,665	69,227
処理能力（m ³ /日）	9,600	2,200	820	1,000

農業集落排水・小規模集合排水 (N0. 1)

項目	範囲（以下）			
	天井沢 中 村	真 木 津 尻	宮 川	大田木
時間平均流入水量（m ³ /時間）	1.3	1.2	2.6	2.7
日平均流入水量（m ³ /日）	32	28	62	65
年流入水量（m ³ /年）	11,785	10,214	22,627	23,829
処理能力（m ³ /日）	83	83	184.8	157

農業集落排水・小規模集合排水 (N0. 2)

項目	範囲（以下）			
	堰 沢	舟 岡	小布施原	宮 古
時間平均流入水量（m ³ /時間）	1.1	0.8	0.9	0.4
日平均流入水量（m ³ /日）	27	18	21	10
年流入水量（m ³ /年）	9,735	6,751	7,831	3,477
処理能力（m ³ /日）	82.5	42	75	172

農業集落排水・小規模集合排水 (N0. 3)

項目	範囲（以下）			
	早稲谷	上 郷	新 郷	塩 坪
時間平均流入水量（m ³ /時間）	0.5	5.4	4.0	1.5
日平均流入水量（m ³ /日）	11	129	96	37
年流入水量（m ³ /年）	4,197	47,246	35,030	13,468
処理能力（m ³ /日）	36	498	327	116

農業集落排水・小規模集合排水 (N0. 4)

項目	範囲（以下）			
	大田賀	大沢入		
時間平均流入水量（m ³ /時間）	1.8	0.3		
日平均流入水量（m ³ /日）	42	8		
年流入水量（m ³ /年）	15,508	2,826		
処理能力（m ³ /日）	112	14		

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

図表 5 流入水の水質

公共下水道

項目	範囲			
	喜多方	塩 川	熱 塩	山 都
pH	5.8 以上～8.6 以下	←	←	←
BOD (mg/L)	250 以下	←	200 以下	230 以下
SS (mg/L)	200 以下	←	200 以下	180 以下

農業集落排水・小規模集合排水 (NO. 1)

項目	範囲			
	天井沢・中村	真木・津尻	宮 川	大田木
pH	5.8 以上～8.6 以下	←	←	←
BOD (mg/L)	200 以下	←	←	←
SS (mg/L)	200 以下	←	←	←

農業集落排水・小規模集合排水 (NO. 2)

項目	範囲			
	堰 沢	舟 岡	小布施原	宮 古
pH	5.8 以上～8.6 以下	←	←	←
BOD (mg/L)	225 以下	200 以下	←	←
SS (mg/L)	203 以下	200 以下	←	←

農業集落排水・小規模集合排水 (NO. 3)

項目	範囲			
	早稲谷	上 郷	新 郷	大田賀
pH	5.8 以上～8.6 以下	←	←	←
BOD (mg/L)	200 以下	←	←	←
SS (mg/L)	200 以下	←	←	←

農業集落排水・小規模集合排水 (NO. 4)

項目	範囲			
	塩 坪	大沢入		
pH	5.8 以上～8.6 以下	←		
BOD (mg/L)	200 以下	←		
SS (mg/L)	200 以下	←		

(3) 流入予測水量

運営期間中の流入予測水量は、以下のとおりである。

図表 6 流入予測水量

公共下水道

年度	水量 (m ³ /年)			
	喜多方	塩 川	熱 塩	山 都
令和 9 年度	883, 643	361, 700	117, 789	65, 671
令和 10 年度	883, 643	361, 530	114, 038	63, 962
令和 11 年度	883, 643	361, 360	110, 407	62, 297

農業集落排水・小規模集合排水 (NO. 1)

年度	水量 (m ³ /年)			
	天井沢 中村	真木 津尻	宮川	大田木
令和 9 年度	11, 130	9, 757	21, 678	22, 973
令和 10 年度	10, 816	9, 536	21, 218	22, 556
令和 11 年度	10, 511	9, 320	20, 769	22, 147

農業集落排水・小規模集合排水 (NO. 2)

年度	水量 (m ³ /年)			
	堰沢	舟岡	小布施原	宮古
令和 9 年度	9, 453	6, 443	7, 487	2, 929
令和 10 年度	9, 315	6, 294	7, 320	2, 689
令和 11 年度	9, 179	6, 148	7, 157	2, 468

農業集落排水・小規模集合排水 (NO. 3)

年度	水量 (m ³ /年)			
	早稲谷	上郷	新郷	大田賀
令和 9 年度	3, 730	46, 456	32, 947	14, 734
令和 10 年度	3, 730	46, 456	31, 952	14, 362
令和 11 年度	3, 730	46, 456	30, 987	13, 999

農業集落排水・小規模集合排水 (NO. 4)

年度	水量 (m ³ /年)			
	塩坪	大沢入		
令和 9 年度	12, 810	2, 701		
令和 10 年度	12, 493	2, 641		
令和 11 年度	12, 184	2, 582		

※流入量の変動により、契約締結時に想定した業務内容又は業務量を著しく超過又は下回る状況が生じた場合は、発注者及び受注者は当該変動による影響を踏まえ、必要に応じて契約変更の要否について協議するものとする。

別紙 9 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応

処理水の水質が、別紙 4 に示す放流水質基準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

第 1 段階：未達の確認、報告

- ・ 受託者は、環境計測により放流水質が放流水質契約基準、放流水質法定基準を満たしていないことを把握したら、速やかに委託者に報告する。

第 2 段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 放流水質契約基準未達の場合には、受託者は、原則として主体的に要求水準未達の原因究明を行う。
- ・ 放流水質法定基準未達の場合には、委託者の指導、監督に従い、受託者は、要求水準未達の原因究明や改善措置を行う。
- ・ 流入水が流入基準を満たさない場合は、委託者にて改善を行う。
- ・ 流入水が流入基準を満たしている場合は、標準契約モデル第 11 条第 2 項に基づき、受託者は改善計画書を作成、提出し、改善措置を実施する。
- ・ 原因究明、改善計画書の作成および実施にかかる費用は、受託者が負担する。ただし、「やむを得ない事態」による場合は、受託者は上記に係る費用を委託者に請求することができる。
- ・ 受託者は、自らの負担で行う環境計測において、改善措置の効果を確認し、放流水質基準を満足できるようになるまで、改善状況を委託者に報告する。

第 3 段階：委託費の減額

- ・ 流入水が原因である場合および「やむを得ない事態」による場合を除き、別紙 17 のとおり委託費を減額する。

第 4 段階：契約解除、違約金

- ・ 流入水が原因である場合、やむを得ない事態による場合を除き、放流水質基準を満足できない状態が 3 日以上継続する場合には、または改善計画書が期限計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書通りに業務を行わない場合、委託者は契約を解除することができる。この場合、受託者は、業務委託契約書第 11 条第 3 項に基づき、定められた違約金を支払う。

なお、やむをえない事態としては、以下を想定する。

震度 7 を超える地震の発生（下水道施設に被害があった場合）

大雨洪水等の発生（上流の浸水被害があった場合）

大規模な停電の発生（下水道施設で 1 時間以上）

大規模な火災の発生（下水道施設に被害があった場合、ただし、乙の責めに帰さない場合）

管路の破損等による不明水の流入（下水道施設の処理能力に影響を及ぼした場合）

発注者の指示に基づく運転又は処理条件の変更（当該指示に起因して放流水質基準を満足しなくなった場合）

別紙 10 流入基準未達の場合の対応方法

(1) 対応可能な悪質流入水

対応可能な悪質流入水は、以下のとおりとする。

- ・ 大量の油（臭気又は色で識別できる範囲のもの）
- ・ 大量の強酸性又は強アルカリ性の薬品（pH 計にて検出できる範囲のもの）
- ・ 大量のきょう雑物

流入ゲートにおける流入水の臭気、色や pH の監視の結果、上記に示すものが流入水に混入していることが判明した場合、受託者は以下の措置をとる。

- ・ 受託者は、上記の物質がエアレーションタンクへ流入しないよう必要な措置をとるものとする。
- ・ 速やかに委託者に報告するものとする。

(2) 対応可能である雨天時浸入水等

降雨時には、以下の対応を取る。

- ・ 受託者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、沈砂池水位等の監視を行うものとする。（各施設ごとの流入箇所で行う）
- ・ 受託者は、流入水の水量が別紙 8 に示す時間最大流入水量を上回った場合であっても、場内ポンプ場で対応できる場合は、適切な運転により、処理を行う。

上記の措置を講じてまお、場内ポンプ場その他既設設備による対応が困難である大雨の場合は、不可抗力として取り扱う。

なお、その判断にあたっては、気象情報、流入状況、施設運転状況および受託者による対応記録を踏まえ、甲乙で整理するものとする。

- ・ 特定事業場の業種、場所
（業種 6 6－3、共同調理場）
喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター
喜多方市豊川町米室宇太郎丸地内
日最大汚水量 83.3 m³、BOD600mg/L

図表 7 特定事業場からの排水の水質基準値（参考値）

喜多方市下水道条例より抜粋

項 目		基準値
アモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		380mg/L 未満
水素イオン濃度		水素指数5を超え9未満
BOD		600mg/L (5day) 未満
SS		600mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/L 以下
	動植物油脂類含有量	30mg/L 以下

注）これ以外に有害物質等は別に規制値がある。

別紙 11 汚泥に関する基準

受託者は、脱水汚泥の含水率を以下の基準に適合させ処分する。

図表 8 脱水汚泥の基準値

項目	基準値（月平均）			
	喜多方	塩 川	熱 塩	山 都
含水率（％）	82.0	82.0	82.0	82.0

別紙 12 運転に関する条件

(1) 悪臭

図表 9 悪臭の基準値

項目	基準値
アンモニア (ppm)	5.0
メチルメルカプタン (ppm)	0.01
硫化水素 (ppm)	0.2
硫化メチル (ppm)	0.2
二硫化メチル (ppm)	0.1

別紙 13 引継事項

受託者は運営期間を通じて、引継事項を記載した文書を作成する。文書は、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の受託者が把握できるような内容とする。以下の項目に沿って記載すること。

- (1) 総合運転したときの機能の発揮状況
- (2) 諸機械の振動、異音等の状態
- (3) 計装設備の調節状況
- (4) 運転上の特別な操作
- (5) その他留意事項

別紙 14 本件施設の環境計測

受託者は日常的な運転管理のため、以下の環境計測を行うものとする。

図表 10 環境計測項目

(公共下水)

水質分析項目		各施設共通		
	採水箇所	流入水	OD 槽	放流水
	項目			
	採水箇所	自動除塵機前	出口	塩素混和池出口
1	水温	●■	●■	●■
2	外観	●■	●■	●■
3	臭気	●■	●■	●■
4	透視度	●■	—	●■
5	pH	●■◆	●■	●■◆
6	DO	●■	—	●■
7	MLSS	—	●■	—
8	SV30	—	●■	—
9	SVI	—	●■	—
10	残留塩素	—	—	●■
11	ORP	—	—	—
12	アンモニア性窒素	—	●	◆
13	亜硝酸性窒素	—	●	◆
14	硝酸性窒素	—	●	◆
15	リン酸性リン	—	—	—
		流入水	OD 槽	放流水
16	COD	●■◆	—	●■◆
17	SS	●■◆	—	●■◆
18	アルカリ度	●	—	●
19	顕微鏡試験	—	必要時	—
20	MLSS (MLVSS) TS VTS	—	●	—
21	返送汚泥濃度 (VSS)	—	●	—
22	BOD	◆	—	◆
23	大腸菌数	—	—	◆
24	全窒素	—	—	◆
25	全リン	—	—	◆
26	ノルマルヘキサン抽出物	—	—	◆

一般汚泥試験項目			
番号	検査箇所	脱水機投入汚泥	脱水ケーキ
	項目		
1	含水率	●	●◆
2	強熱減量	—	—
3	汚泥分析 (28項目)		◆

その他		
番号	検査箇所	敷地境界
	項目	
1	悪臭 アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル	必要時

● : 日常試験項目

	喜多方	塩 川	熱 塩	山 都
試験実施回数 (1 週当たり)	1 回以上	←	←	←

■ : 通日試験項目

	喜多方	塩 川	熱 塩	山 都
試験実施回数 (1 年当たり)	2 回以上 (1 回/半年)	←	←	←

◆ : 別途水質分析等の項目

＜流入水・放流水＞		各処理場
番号	項 目	数量(検体)
1	pH (流入水 1 2 ・放流水 2 4)	36
2	BOD (流入水 1 2 ・放流水 2 4)	36
3	COD (流入水 1 2 ・放流水 2 4)	36
4	SS	24
5	カドミウム及びその化合物	2
6	シアン化合物	2
7	有機リン化合物	2
8	鉛及びその化合物	2
9	六価クロム化合物	2
1 0	ヒ素及びその化合物	2
1 1	水銀及びその化合物	2
1 2	アルキル水銀	2
1 3	ポリ塩化ビフェニル	2
1 4	トリクロロエチレン	2
1 5	テトラクロロエチレン	2
1 6	ジクロロメタン	2
1 7	四塩化炭素	2
1 8	1, 2-ジクロロエタン	2
1 9	1, 1-ジクロロエチレン	2
2 0	シス-1, 2-ジクロロエチレン	2
2 1	1, 1, 1-トリクロロエタン	2
2 2	1, 1, 2-トリクロロエタン	2
2 3	1, 3-ジクロロプロペン	2
2 4	チウラム	2
2 5	シマジン	2
2 6	チオベンカルブ	2
2 7	ベンゼン	2
2 8	セレン及びその化合物	2
2 9	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及びアンモニア性窒素	24
3 0	フッ素及びその化合物	2
3 1	ホウ素及びその化合物	2
3 2	ノルマルヘキサン抽出物含有量	24
3 3	フェノール類含有量	2
3 4	銅含有量	2
3 5	亜鉛含有量	2
3 6	溶解性鉄含有量	2
3 7	溶解性マンガン含有量	2
3 8	クロム含有量	2
3 9	大腸菌数	24
4 0	窒素含有量	2
4 1	リン含有量	2
4 2	1, 4-ジオキサン	2

〈汚 泥〉

各処理場

番号	項 目	数量(検体)
1	カドミウム及びその化合物	1
2	シアン化合物	1
3	有機リン化合物	1
4	鉛及びその化合物	1
5	六価クロム化合物	1
6	ヒ素及びその化合物	1
7	水銀及びその化合物	1
8	アルキル水銀	1
9	ポリ塩化ビフェニル	1
10	トリクロロエチレン	1
11	テトラクロロエチレン	1
12	ジクロロメタン	1
13	四塩化炭素	1
14	1, 2-ジクロロエタン	1
15	1, 1-ジクロロエチレン	1
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	1
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	1
19	1, 3-ジクロロプロペン	1
20	チウラム	1
21	シマジン	1
22	チオベンカルブ	1
23	ベンゼン	1
24	セレン及びその化合物	1
25	フッ素及びその化合物	1
26	水素イオン濃度	1
27	含水率	1
28	油分	1

〈河 川〉

番号	項 目	数量(検体)			
		喜多方	塩川	熱塩加納	山都
		3箇所	3箇所	2箇所	2箇所
1	水素イオン濃度	3	2	3	3
2	BOD	3	2	3	3
3	大腸菌数	3	2	3	3
4	濁度	3	2	3	3
5	色度	3	2	3	3
6	臭気	3	2	3	3
7	一般細菌	3	2	3	3

(農業集落排水・小規模集合排水)

<放流水>

各処理場

番号	項 目	数量 (検体)
1	p H	2
2	S S	2
3	B O D	2
4	C O D	2
5	リン	2
6	大腸菌数	2
7	全窒素	2
8	浄化槽法 11 条に関する検査対応業務	1

<河 川>

番号	項 目	数量 (検体)	
		真木津尻	宮川
		1 箇所	2 箇所
1	水素イオン濃度	2	4
2	BOD	2	4
3	大腸菌数	2	4
4	濁度	2	4
5	色度	2	4
6	臭気	2	4
7	一般細菌	2	4

別紙 15 業務日誌、月報および年報の記載内容

I 業務日誌

記載事項

- | | | |
|---|--------------------|--------|
| 1 | 天候、気温、雨量 | (気象) |
| 2 | 報告者 | (担当) |
| 3 | 別紙 14 による環境計測項目の結果 | (水質) |
| 4 | 各処理運転フローにおける処理数量 | (処理状況) |
| 5 | 各ユーティリティーの数量 | (調達) |
| 6 | 管理の指標としている諸元値 | (管理) |
| 7 | 主要機器の運転記録 | (運転) |
| 8 | その他記録・報告すべき事項 | (備考) |

様式 任意とする

II 業務月報

記載事項

- 1 業務日誌に記載の事項
- 2 保守・点検・正常状態に復帰させるための調整実施と結果
- 3 事故・故障記録、対応報告
- 4 管理報告
- 5 第3者検査機関実施の水質分析値

様式 任意とする

III 業務年報

記載事項

- 1 業務月報記載事項の月集計
- 2 必要な報告事項、その他

様式 任意とする

IV 通日試験報告

記載事項

- 1 別紙 14 の環境計測項目、及び結果の分析・考察・評価等

様式 任意とする

別紙 16 経費の負担

受託者が負担すべき経費は以下のとおりとする。

- 一 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機等の事務備品
- 二 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- 三 ポット、冷蔵庫、食器棚、茶器、台所用品等の什器及び消耗品
- 四 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク・保護眼鏡・空気呼吸器等の安全保護具・機器
- 五 設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具。ただし、特殊工具及び調整・整備に係る資材等は除く。
- 六 モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具器具
- 七 電話・FAX の設置工事費及び維持費
- 八 図表 11 に定める変動費（消耗品費、燃料費、光熱水費）
- 九 図表 12 に定める固定費（光熱水費、通信運搬費、その他費）
- 十 1 件当たり 100 万円（税込）以下の修繕費（総額で年間 2,000 万円（税込）を限度とする）ただし、1 件当たりの上限額、総額は、委託料の範囲内において、甲乙協議の上、書面により変更することができる。年度末において、修繕に要した費用の年間累計額が上限額に満たない場合、乙はその差額（未使用額）を甲に返還し、甲乙は年度末に精算するものとする。

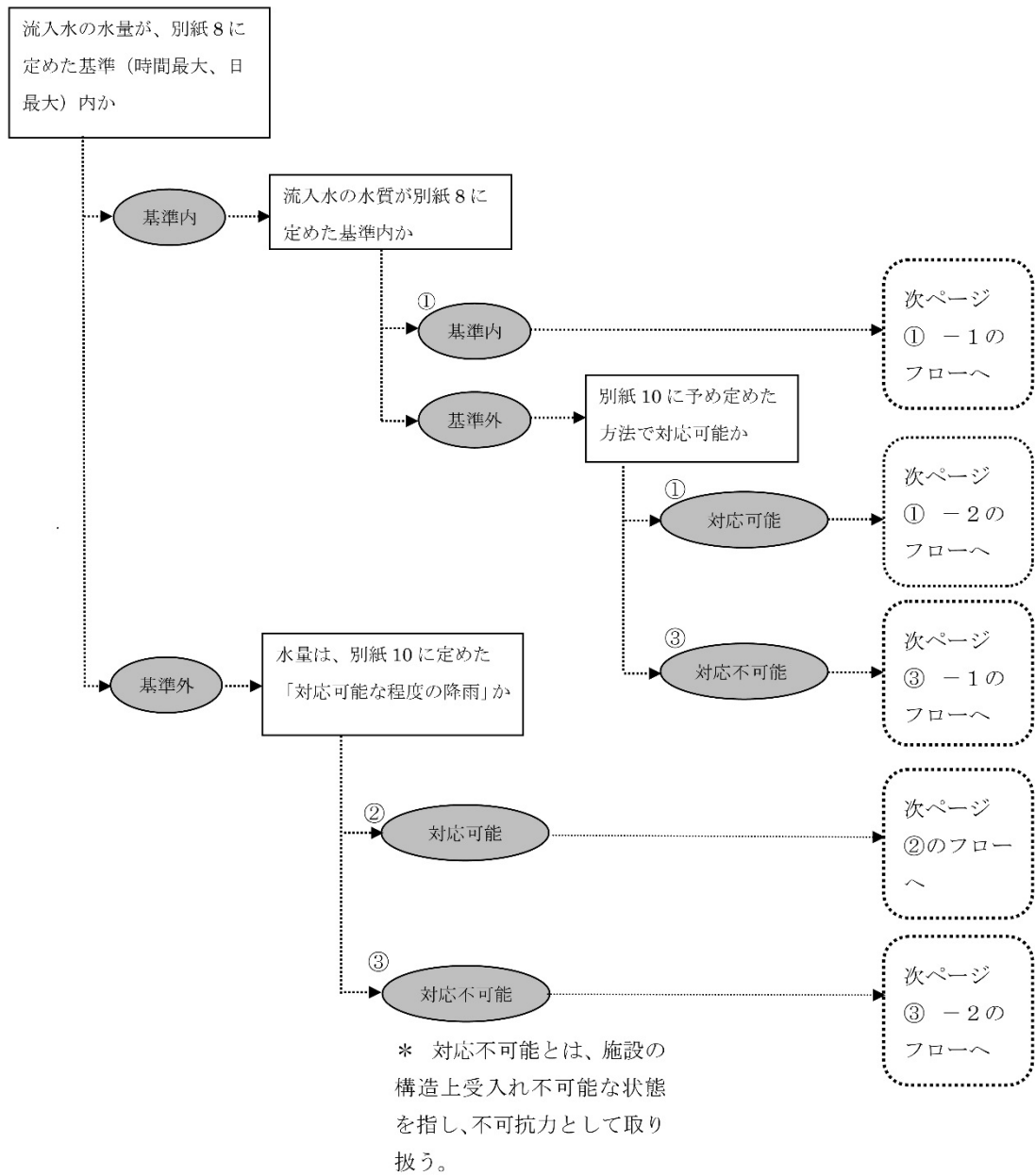
図表 11 経費負担（変動費）

項目	項目
消耗品費	〔薬品費〕 高分子凝集剤、有機塩素系水処理剤、ポリ硫酸第二鉄 〔水質分析用消耗品等〕 亜硝酸、過マンガン酸カリウム溶液、ろ過瓶、標準緩衝液、ビーカー、DPD 法 No. 2 試薬、発色剤、硝酸、アンモニウム、広口瓶、PH4、PH7 標準液、ガラス繊維ろ紙、ねじ口瓶赤キャップ、精製水、リン酸、硝酸銀、交換用電極チップ、ガラス繊維ろ紙 GS-25φ47mm、広口瓶（ポリエチレン製）、CG-0824-120、DPD 法遊離残留塩素測定用 No. 1、バックテスト徳用セット KR-NH4、KR-NO2、KR-NO3、PH 計用電極、PE ポリ広口瓶、ガラス繊維濾紙、N/40 しゅう酸ナトリウム溶液、硫酸 1+2 他 〔その他機器用品等〕 V ベルト、誘導灯用バッテリー、二硫化モリブデン系焼付防止潤滑剤、シーケンサー電池、土のう袋、ナイロン袋、水中ポンプ用部品、国際チャート記録紙、DO 計電極、スクリーンユニットスクリューゴム、ギアオイル 20L 缶、タービンオイル（#32）40L 缶（#68）20L 缶、スチールパネ玄能、計装記録紙（B9627RY）、圧カスイッチ（SNS C106）汚水マス蓋、シリンダー南京錠 30mm、S-30 カソロン 6.7 粒剤、ギア・タービンオイル ポンノック M320、FBK タービン 32、白竹 100cm、玉縄 2.5 分、PH 計用電極、PE ポリ広口瓶、丸山チップソー、ミニプリンター用リボンカセット ERC-09B、コバヤシキロクシ白紙折りたたみ 58*80*750 セット、内蓋 CV-R300、消臭剤（ライトクリスタル L-S2）
燃料費	プロパンガス、灯油、ガソリン
光熱水費	電気料

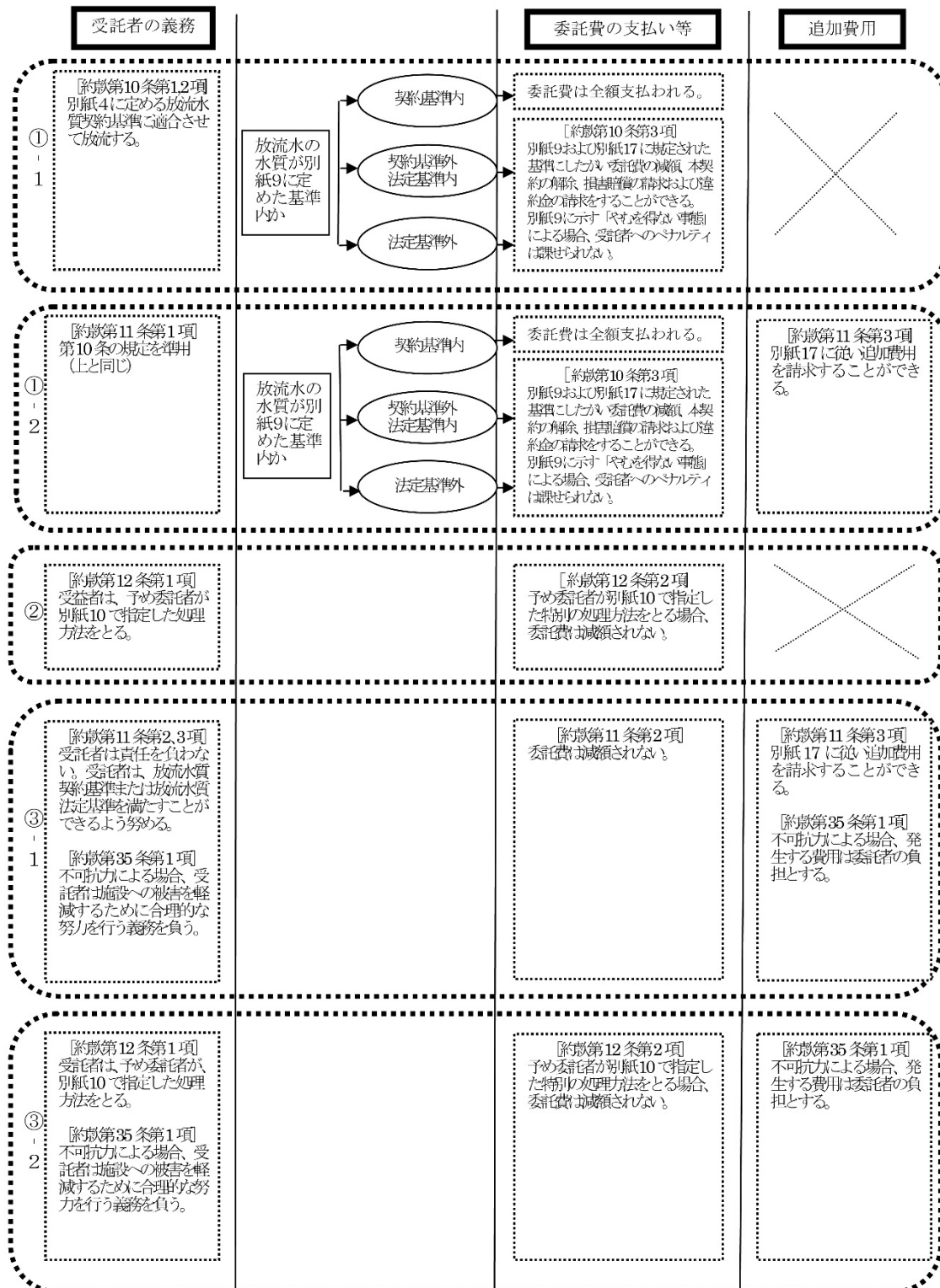
図表 12 経費負担（固定費）

項目	項目
光熱水費	水道料
通信運搬費	電話料

図表 13 流入基準と放流水質に基づく対応フロー



図表 13 流入基準と放流水質に基づく対応フロー（続き）



(1) 委託費の考え方

委託者が受託者に支払う委託費は、以下の算式によって算定される。

$$(\text{委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費})$$

$$(\text{変動費}) = (\text{変動費原単位}) \times (\text{処理水量 (実績値)})$$

ここで固定費とは、本件施設における流入水量（実績値）の増減にかかわらず変動しない費用をいい、

変動費とは、本件施設における流入水量（実績値）の増減に応じて比例的に増減する費用をいう。

運営期間中の固定費の合計額と変動費原単位の内訳は、表に示すとおりとする。毎事業年度における変動費は、毎事業年度の流入水量の実績値に応じて算出する。

図表 14 固定費と変動費単価の内訳

固定費と変動費単価の内訳									
費目	工種	種別	細別	単位	数量		単位	金額	摘要
委託業務費									
	運転管理業務		固定費	式	1	0			
	水質分析業務		固定費	式	1	0			
	自家用電気工作物保安業務		固定費	式	1	0			
	消防設備等保守点検業務		固定費	式	1	0			
	脱臭設備活性炭交換業務		固定費	式	1	0			
	環境整備等業務		固定費	式	1	0			
ユーティリティ費									
	消耗品費		変動費	式	1	0			
	燃料費		変動費	式	1	0			
	光熱水費		固定費	式	1	0			
	光熱水費		変動費	式	1	0			
	通信運搬費		固定費	式	1	0			
	その他費		固定費	式	1	0			
設備保全									
	修繕費		固定費	式	1	0			
業務価格計									

(2) 流入水が別紙 8 に示す流入基準を満たしている場合（基準外であるが委託者と受託者で対応可能と合意した場合を含む）

- ①放流水質が別紙 4 に示す契約基準を満たし、かつ別紙 11 に示す基準を満たしている場合、固定費＋変動費の全額を支払う。
- ②放流水質が別紙 4 に示す契約基準と法定基準の間にあり、かつ別紙 11 に示す基準を満たしている場合、固定費を減額する。
- ③放流水が別紙 4 に示す法定基準もしくは別紙 11 に示す基準のいずれかを満たしていない場合、固定費を大幅減額する。

減額幅は、以下にしたがって算出する。

(2)-②の場合（契約基準を超え法定基準内の場合）

当該月において当該未達が発生した日を1回として、3回以上のとき、1日当たりにつき、次式により算定した額を委託料から減額する。

$$\text{減額する額 } Y_1 (\text{円}) = [A] (\text{円}) \times B (\text{日}) \div [C] (\text{日})$$

A：当該月の支払予定額のうちの固定費に対し、全施設の流入予測水量に対する対象施設の流入予測水量の割合を乗じた額

B：当該月の契約水質性能未達日数

C：運転管理業務委託開始の日（令和9年4月1日）から運転管理業務委託完了の日（令和12年3月31日）までの総日数（1,096日）

業務日数等

（参 考）

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間日数	366	365	365
年末年始土日祝祭日を除く	242	242	245

なお、上記算出額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2)-③の場合（法定基準を超えた場合で様式11を満足の場合）

当該月において当該未達が発生した日を1回として、1回以上のとき、1日当たりにつき、次式により算定した額を委託料から減額する。

$$\text{減額する額 } Y_2 (\text{円}) = [G] (\text{円}) \times F (\text{日}) \div [D] (\text{日})$$

G：契約金額における固定費総額

なお、上記算出額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2)-③の場合（放流水質が法定基準内の場合で様式11の基準を超えた場合）

当該月において当該未達が発生した日を1回として、1回以上のとき、1日当たりにつき、次式により算定した額を委託料から減額する。

$$\text{減額する額 } Y_3 (\text{円}) = T_1 - (\Sigma DS \div (100 - Wa) \times 100) \times (Tt + Td)$$

Wa：契約脱水ケーキ含水率性能（%），最小単位を0.1%とする。

Tt：運搬費単価（円/t）

Td：処分費単価（円/t）

T₁：当該月における脱水ケーキ発生量合計（t）

ΣDS：乾量ベースの当該月脱水ケーキ量（t）

$$\Sigma DS = T_1 \times Wa \text{ とする}$$

なお、上記算出額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(3) 流入水量が別紙8に示した基準を超えているが、特別な処理等で対応できる場合（別紙10の「対応可能である降雨」に相当する場合）

①流入水量が基準を超えている場合でも、委託者が受託者に支払う委託費は、以下の算式によって算定される。

$$(\text{委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費原単位}) \times (\text{処理水量})$$

②「対応可能である降雨」に相当する場合、別紙4に示す契約基準を満たさない場合でも、委託費の減額は行わない。この時、放流水が別紙4に示す法定基準又は別紙11に示す基準を満たしていないこと

による法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は委託者が負担するものとする。

(4) (3) 以外に流入水質が別紙 8 に示す基準を超えた場合

- ①放流水質が別紙 4 に示す法定基準を満たし、かつ別紙 10 に示す基準及び別紙 11 に示す基準の両方とも満たしている場合、委託者が受託者に支払う委託費は、以下の算式によって算定される。

$$(\text{委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費原単位}) \times (\text{処理水量}) + (\text{追加費用})$$

ここで追加費用とは、流入基準を満たさない流入水を処理して放流水質法定基準を満たすために要する費用をいう。

- ②放流水が別紙 4 に示す法定基準又は別紙 11 に示す基準のいずれかを満たしていない場合でも、委託費の減額は行わない。この時、放流水が別紙 4 に示す法定基準又は別紙 11 に示す基準を満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は委託者が負担するものとする。

別紙 18 委託費の見直し

(1) 業務費用内訳書に示される委託費の各構成項目については、令和 9 年 4 月を基準に、毎年度、変動要素を勘案した見直しを行うものとする。

(2) 電力料金の見直しの基本的な考え方

① 基準使用量の設定

令和 7 年度における各施設の各月の電力使用実績を、基準使用量とする。基準使用量は、当該年度の電力料金算定において固定値として扱い、契約年度中是不変しない。

② 基準単価による算定（基準月）

基準使用量に対し、令和 9 年 4 月使用分の東北電力の各単価（基本料金、電力量料金、燃料費調整額並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金をいう。以下同じ。）を適用して、各月の基準となる電気料金（以下「基準料金」という。）を算定する。年間基準料金は、当該各月の基準料金を合算して算定する。

なお、各施設の電力契約、最大需要電力及び力率については別に定めるものとする。

また、東北電力の電気料金の算定方法に変更があった場合は、当該変更後の算定方法に基づき、基準料金及び月次再算定の方法を見直し、適用する。

③ 月次再算定（単価変動分の反映）

毎月、当該月の各単価を用い、基準使用量に基づき電力料金を再算定する。月次再算定は、各単価の変動のみを反映し、使用量の変動は反映しない。

④ 年度末清算

各月について月次再算定により算定した金額を年度末に合算し、これと年間基準料金との差額を算出して、年度末に当該差額（過不足）を精算する。

⑤ 端数処理

年間基準料金及び年度末精算額は、いずれも税抜金額とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(3) 委託費の見直しは、以下に定める以外の項目については、原則として消費者物価指数を基に行うものとし、前年度の消費者物価指数を基に、上記の各項目等について補正を行い、当該年度の委託費（固定費及び変動費）を算出する。

① 人件費

毎月勤労統計調査の年平均賃金指数（確報値）の年変動率を適用する。

② 水道基本料金

喜多方市水道課の本件施設の運営業務に適用される水道基本料金の年変動率を適用する。

③ 水道従量料金

喜多方市水道課の本件施設の運営業務に適用される水道料金の従量部分の年変動率を適用する。

④ 維持管理費のうち法定点検費用、定期点検費用

⑤ 薬品費

日本銀行の国内企業物価指数「化学製品」の変動率を適用する。

別紙 19 保険

(1) 受託者の加入する保険

受託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・ 受託者賠償責任保険等

(2) 委託者の加入する保険

委託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・ 下水道賠償責任保険
- ・ 損害保険
- ・ 機械保険等

別紙 20 遵守すべき関連法令、条例等

- ① 下水道法
- ② 浄化槽法
- ③ 環境基本法
- ④ 水質汚濁防止法
- ⑤ 労働基準法
- ⑥ 労働安全衛生法
- ⑦ 職業安定法
- ⑧ 労働者災害補償保険法
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
- ⑩ 大気汚染防止法
- ⑪ 騒音規制法
- ⑫ 振動規制法
- ⑬ 悪臭防止法
- ⑭ 建築基準法
- ⑮ 電気事業法
- ⑯ 高圧ガス保安法
- ⑰ ガス事業法
- ⑱ 地球温暖化の対策の推進に関する法律
- ⑲ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- ⑳ その他関連法令等